

P.3

秘  
無 期 限

※総第 068957号001公館宛 CM9408-03

平成昭和 16 年 7 月 21 日 28 秒受付

暗 ・ 略

67

電 信 案

|                  |                                                    |                                                                   |                                                                 |
|------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 電信課長<br>8        | 大臣<br>秘書官<br>政務次官<br>事務次官<br>外務審議官<br>外務審議官<br>官房長 | 主管<br>アジア局長<br>審議官<br>参事官<br>北東アジア課長<br>地域調整官<br>首席事務官<br>山本 2302 | ※発電係<br>2<br>起案<br>昭和 16 年 7 月 18 日<br>秘<br>起案者 電話番号<br>小川 2416 |
|                  | 協議先                                                |                                                                   |                                                                 |
| 秘密指定解除<br>公文書監理室 |                                                    |                                                                   |                                                                 |

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

|                        |               |                     |                        |
|------------------------|---------------|---------------------|------------------------|
| 在 韓国                   | 大使<br>総領事     | あて                  | 外務大臣 発                 |
| 件名<br>在韓被爆者問題(命令)      | 主管・文書記号<br>ア北 | ※電番<br>第1095号       | 大至急 至急<br>普通 (優先処理)    |
| 転電<br>転送 在<br>転報       | ※転電番号         | 大至急 至急<br>普通 (優先処理) | パターン・コード<br>[REDACTED] |
| 大 使 ・ 総 領 事 あ て        |               |                     |                        |
| [REDACTED]             |               |                     |                        |
| ※                      |               |                     |                        |
| 06895773 優先 KANKOKU F電 |               |                     |                        |

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記号)

(昭和六二・一〇・六改正)

1. 7月13日、社団法人韓国原爆被害者協会辛泳洙（シンヨンス）会長及び高木弁護士がア北を来訪越し、ア北長に述べたところ概要以下の通り。

（1）辛泳洙（シンヨンス）会長

（イ）今般、日本テレビより協会に対し400万円の寄付が出ることであり、これの受領の為に来日した。その他大阪の団体より150万の寄付を受領することになっている。

（ロ）この寄付の使途としては、本年7月1日より韓国において健康保険制度が開始され、この個人負担金のうち、被爆者には政府より、1／2補助があるので、残り1／2を本件等の寄付により賄いたい。

（ハ）拠出金（4,200万円）を受けることに関しては、被害者協会、外務部、保健社会部の3者に夫々思惑がある。私（会長）としてはどうせ受けるなら早い方が良いと思っている。近々本件に関する3者会議を開催することになっている。

（2）これに対しア北長より以下の通り応答した。

（イ）本年度在韓被爆者の治療費援助等のため取得した拠出金（4,200万円）から健康保険個人負担金の補助を行うことも可能と考える。いずれにせよ本年度計上した予算を執行するための韓国側の理解が必要。

（ロ）韓国外務部より、拠出金に関しては、すべて外務省に任せる旨の話しがあり、拠出金の受け皿を確定することが必要になってきた。他方、サハリン方式（共同事業体方式）では種々問題があるように思えるので、社団法人韓国原爆被害者協会を受け皿とする方途を研究したい。この際、拠出金の運用を指導・助言する組織が必要となろう。

（右に対し辛会長より、現在、〔在韓被爆者に対して韓国政府より補助

を与えるための)被爆者認定五人委員会〔被害者協会2名、韓赤2名、保健社会部1名〕があり、右が指導・助言の組織となりえる旨応答があった。)

2. 上述のとおり、韓国側関係者が本年度拠出金受入れでまとまりつつあることを踏まえ、当方としては、被害者協会に直接拠出する方向で検討中のところ、当方手続上必要につき、以下の諸点を調査、乃至韓国側関係者に照会ありたく、結果回電ありたい。

(1) 社団法人韓国原爆被害者協会の概要(定款、監督官庁との関係、役員等のリスト、会員リスト、活動状況、実績、予算、政府からの補助金等の有無、ある場合その額・使途等)(被害者協会、監督官庁等)

(2) 我が方としては、4,200万円の拠出金は、在韓被爆者の韓国内健康診断費、健康保険負担費、治療費、渡日治療の渡航費の支援といった適切かつ明確な目的に使用されるべきと考えており、例えばこれを各被爆者に対し直接現金で配分するなど被害補償的な目的に使用することは適當ではないと考えているところ、被害者協会が考えている具体的な使用目的計画。(被害者協会)

(3) また、我が方としては拠出金の適正実施を確保するため、別途我が国政府と拠出先との間でガイドラインを設けることの他、被爆者認定五人委員会または何らかの委員会が拠出金の運用、使用につき指導・助言する体制を韓国国内に設けることが好ましいと考えているが、この点についての関係者の考え方、具体的アイデア等。(被害者協会、保社部、外務部、韓赤)

(了)